

## 令和8年度 100億企業創出促進事業業務委託 企画提案募集要項

この要項は、100億企業創出促進事業の業務委託予定事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

### 1 業務の目的

100億企業創出のため、支援対象の候補となる県内中小企業の発掘、支援組織（協議会）の運営、経営者ネットワークの構築、補助事業者への伴走支援等を行う。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 100億企業創出促進事業業務委託
- (2) 事業主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事
- (4) 採用方式 公募での企画提案方式
- (5) 業務内容 別添「令和8年度 100億企業創出促進事業業務委託仕様書」のとおり
- (6) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (7) 契約価格の限度額 45,000,000円（消費税及び地方消費税は10%で計算すること）
- (8) 執行部署 静岡県経済産業部商工業局経営支援課

### 3 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

- 的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 応募手続

##### (1) 日程

ホームページによる公告開始	令和8年4月17日(金)
質問票の提出期限	令和8年4月21日(火)午後5時
質問票の回答	令和8年4月23日(木)
企画提案書の提出期限	令和8年4月27日(月)午後5時
審査会	令和8年5月13日(水)午前9時から正午(予定)
審査結果の通知	令和8年5月15日(金)

※応募者の状況により変更する場合がある。

##### (2) 企画提案募集要項等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問書(様式1)を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

- ア 提出期限 令和8年4月21日(火)午後5時まで
- イ 提出先 執行部署(keieishien@pref.shizuoka.lg.jp)
- ウ 提出方法 電子メール(送信後、電話にて受信確認を行うこと)
- エ 回答

質問期限満了後に一括して静岡県経済産業部商工業局経営支援課ホームページへの掲載により回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

<静岡県経済産業部商工業局経営支援課HP>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041028/1028475.html>

##### (3) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類等を提出すること。

- ① 応募申込書(様式2)
- ② 企画提案書(様式3)
- ③ 企画提案応募に係る誓約書(様式4)
- ④ 見積書(任意様式)
- ⑤ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ⑥ 会社概要(パンフレット等)
- ⑦ 直近2期分の決算書

⑧ パートナーシップ構築宣言書（写し）※該当する場合のみ提出

(4) 提出期限等

提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時（必着）

提出先 執行部署

提出方法 (3)①から⑧の書類全てを持参又は郵送にて提出すること。ただし、執行部署に事前に連絡の上、電子メールによる提出も可能とする（メールアドレス：keieishien@pref.shizuoka.lg.jp）。

※送信後、執行部署に電話し、受信されたことを確認すること

(5) 企画提案に際しての注意事項

企画提案書	別添「令和8年度100億企業創出促進事業業務委託仕様書」（以下「委託業務仕様書」という。）記載の業務について具体的な提案をすること。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積書には積算内容を、詳細かつ具体的に記載すること。（委託業務仕様書の「5 業務内容」に掲げる(1)から(4)までの各項目にかかる費用の単価・人工・数量等が把握できるように記載すること。）</li> <li>・ 委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費（企画・運営費、旅費、通信運搬費、消耗品費、使用料、役務費、資料作成費等）とすること。</li> <li>・ 以下の事業費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 備品等財産取得に関する経費</li> <li>イ 提案者の業務と区別できない経費</li> <li>ウ 本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費</li> <li>エ 各種事業の参加者に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費等</li> </ul> </li> </ul>
失格	<p>以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約価格の限度額を超えた場合</li> <li>・ 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合</li> <li>・ 審査会に欠席又は遅れた場合</li> <li>・ 不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合</li> <li>・ 評価の公平性を害する行為があった場合</li> <li>・ その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合</li> </ul>
著作権、特許権等に係る責任	提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。
差替・返却等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出された応募書類の差替、再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、提出期限後においても、県が指示した場合に限り、変更を認める。</li> <li>・ 提出された応募書類は返却しない。</li> </ul>

費用負担	企画提案書の作成、提出、審査会への出席等企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（任意様式）を提出すること。</li> <li>・提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。</li> </ul>

## 5 審査

静岡県が別に定める選定委員会において、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）からの説明（プレゼンテーション）により、審査を行う。

日 時	令和8年5月13日（水）午前9時から正午まで（予定）
実施方法	オンライン（ZOOMを予定）
所要時間	各提案者30分程度を予定 （プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度、入退室他5分）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時間は、別途、電子メールにより各提案者に通知する。</li> <li>・審査は企画提案書により行い、別資料による説明は認めない。ただし、企画提案書を補足する資料を、事前に静岡県の了解を得た上で、審査前日までに提出した場合は、使用を認める。</li> </ul>

## 6 選定方法

以下の評価項目及び評価基準に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において、契約候補者を選定する。

その他、選定委員会が必要と認める評価項目を追加する場合がある。

なお、提案者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を実施し、得点の高いものから5者以内を審査対象者として選定する。

また、選定結果は令和8年5月15日（金）までに、提案者全員に対して、電子メールにより通知する。

### (1) 審査項目

評価項目		評価基準	配点
企 画 内 容	事 業 遂 行	<b>100億企業創出促進のため、実行力が期待できるか</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に基づき、本事業の趣旨・目的等を正しく理解した提案になっている</li> <li>・本業務の内容について、独自の創意工夫がある</li> <li>・本業務に必要な計画・工程が具体的に示されている</li> <li>・静岡県の地域特性及び100億企業創出促進事業に対する理解がある</li> <li>・産官学金等の多様な団体との連携や協業を実現できる提案となっている。</li> <li>・提案の完成度の高さ、説明力、取組意欲がある</li> </ul>	15
	成 果	<b>100億企業創出促進事業として、実効性が期待できるか</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業内容の高い成果が期待できる</li> <li>・100億企業の成長のための支援方法や支援内容は適切で</li> </ul>	10

		あり、その効果が見込める ・県内における100億企業創出の機運醸成やネットワーク形成の方法は適正であり、その効果が見込める	
	実施体制	本事業の内容を理解し、遂行できる十分な体制を有するか ・本事業の遂行に必要な人員数を配置している ・関係者の役割が明確であり、連携した取組が期待できる ・実施計画に妥当性がある	10
類似業務等の実績		過去の実績から、受託者として適当であるか ・本委託業務に類似する業務の実績の有無 ・その他本事業の実施に資する実績の有無	10
見積金額		費目ごとの内容や積算は適切であるか ・必要経費が計上されており、積算が妥当か	5
合計			50

(2) 加点項目

評価項目	評価基準	配点
その他	パートナーシップ構築宣言企業※である	1

※サプライチェーン全体の共存共栄等の新たな連携や下請中小企業振興法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの

## 7 契約の締結

(1) 契約方法

選定された契約候補者は、県と別途協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。選定された提案内容については、契約書及び業務実施要領に反映する。その後、見積りを徴し、随意契約を行う。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すものとする。

また、契約に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に基づき契約保証金の納付を求める。ただし、契約候補者が静岡県財務規則（昭和39年3月21日規則第13号）第55条第2項各号に該当する場合は、この限りではない。

(2) 委託業務費

原則として委託業務費は精算払いとし、受託者は委託業務完了検査合格後、静岡県に対し請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を受託者に支払う。

## 8 その他留意事項

- (1) 委託先として選定した事業者名は公表する。
- (2) 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。
- (3) 本委託業務は、国の重点支援地方交付金が財源に当てられていることから、会計検査院による会計検査の対象となる。
- (4) 委託業務期間中及び委託業務終了後に行われる検査及び監査により不適切な事項が判明した場合は、契約が解除されたり、あるいは損害の賠償請求を受けたりすることがある。

## 9 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部商工業局経営支援課経営革新班

担当：溝口（みぞぐち）

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館7階）

電話：054-221-2526

E-mail：keieishien@pref.shizuoka.lg.jp